

京都府公立大学法人組織規則

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、京都府公立大学法人定款に定めがあるものを除くほか、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の組織について必要な事項を定めるものとする。

(機関の設置等)

第 2 条 法人本部の所掌事務、大学の内部組織及び附属機関の設置並びに廃止は、すべてこの規則により定めるものとする。

(組織の設置の特例)

第 3 条 理事長は、前条の規定にかかわらず、臨時又は特別の事務について、必要があると認めるときは、別に組織を設けて処理させることができる。

(職の種類)

第 4 条 法人本部及び各大学に置く職の種類は、この規則の定めるところによる。
2 この規則の規定に基づく職には、それぞれ当該組織上の名称を付すものとする。

(事務の専行)

第 5 条 次に掲げる事項に該当しないものは、別に定めるところにより学長、事務総長（事務局長、部長を含む。）、次長、室長、課長、参事、担当課長並びに附属機関等の長に専行させることができる。

- (1) 法人規則
- (2) 異例に属する予備的経費の支出
- (3) 新たな事業計画
- (4) 訴訟・和解・調停等及び審査請求その他の不服申立て
- (5) 疑義にわたるもの及び合議の整わないもの
- (6) 職員の任免、補職及び分限（課長、室長、参事、担当課長、同相当職以上のものに限る。）並びに懲戒及び賞罰
- (7) 次に掲げる事項で重要であるもの
 - ア 職員の服務
 - イ 文書の進達
 - ウ 工事の執行、物品の購入又は処分及び契約の締結
 - エ 請願及び陳情
 - オ 通達、照会、協議及び回答
 - カ 事件の完結、報告及び復命
 - キ 事業の実施方針
- (8) その他異例に属するもの

(事務の代行)

第 6 条 理事長が不在のときは、副理事長がその事務を代行する。

- 2 理事長、副理事長がともに不在のときは、その事務を分掌する理事がその事務を代行する。
- 3 前項の場合において、理事が不在のときは、理事長が指定する長が、長が不在のときは、その事

務を分掌する課長、室長又は参事（以下「主務課長等」という。）がその事務を代行する。

第7条 課長が不在のときは、その課長が指定する係長（係長が不在の場合にあつては課長が指定する職にある者とする。以下この項及び次項において同じ。）がその事務を代行する。

2 前項の規定にかかわらず、参事（担当課長を含む。以下この項において同じ。）を置く場合にあつては、課長が不在のときは、その課長が指定する参事がその事務を代行し、課長及び参事がともに不在のときは、前項の例により係長がその事務を代行する。

3 室長が不在のときは、主務課長等又はその室長が指定する職にある者がその事務を代行する。

第8条 第6条及び第7条に規定する事務の代行は、重要又は異例に属する事項については、することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示したもの又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 代行した事件は、遅滞なく上司に報告しなければならない。

（職及びその職務）

第9条 次表左欄に掲げる職をそれぞれ中欄に掲げる法人又は大学の組織に置き、その職務は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

事務総長	法人	命を受けて法人の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
局長	大学事務局	命を受けて大学の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
室長	室	上司の命を受けて室の事務を処理する。
課長（医療技術部に置く課を除く。）	課	上司の命を受けて課の事務を処理する。
係長	係	上司の命を受けて室、課又は部の特定の事務を総括整理する。
主査	室、課又は部	上司の命を受けて担任の事務を処理する。
副主査	室、課又は部	上司の命を受けて担任の事務を処理する。
主任	室、課又は部	上司の命を受けて担任の事務を処理する。
主事又は技師	室、課又は部	上司の命を受けて室、課又は部の事務又は技術を所掌する。

第10条 前条に規定する職のほか、次表左欄に掲げる職をそれぞれ同表中欄に掲げる法人又は大学の組織に置くことがあり、その職務はそれぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

副事務総長	法人	上司の命を受けて担当する事務を処理する。
経営改革推進監	法人	上司の命を受けて法人の経営改革に関する事務を処理する。
副学長	大学	学長の命を受けて担当する事務を処理する。
副局長	大学事務局	上司の命を受けて担当する事務を処理する。
施設整備推進監	大学	命を受けて施設整備に関する事務を処理する。
参与	大学事務局	命を受けて特定の事務を処理する。
参事	室、課又は部	上司の命を受けて担当する事務を処理する。
担当課長	室、課又は部	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
主幹	室、課又は部	上司の命を受けて室、課又は部の特定の範囲の事務を処理する。主幹の職は係長の職を兼ねて命じることがある。
課長補佐	室、課又は部	室、課又は部の事務について課長及び室長を補佐する。課長補佐の職は、係長の職を兼ねて命じることがある。
専門幹	室、課又は部	上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。

事務指導員	室、課又は部	上司の命を受けて担任の事務を処理する。
技術指導員	室、課又は部	上司の命を受けて技術に関する担任の事務を処理する。

第 11 条 前 2 条に定めるもののほか次表左欄に掲げる大学の中欄に掲げる部局にそれぞれ同表右欄に掲げる職を置く。

京都府立医 科大学	事務局		附属図書館事務長
		総務課	保安長
		施設課	中央監視長
	医学部		部長
			医学科長
			看護学科長
	学生部長		
	医学基盤教育部長		
	教育センター		センター長
	研究部長		
	研究質管理センター		センター長 事務長
	国際学術交流センター		センター長
	附属図書館		館長（分館を置くときは、分館長）
	総合情報センター		センター長
	大学院	医学研究科	科長
		保健看護学研究科	科長
	北部キャンパス長		
	附属病院		院長
		事務部	部長 経営改善推進担当部長
		看護部	部長 部長を補佐するため必要があるときは、副看護部長 看護師長を総括するため必要があるときは、総括看護師長 特定の看護単位を担当させるため必要があるときは、看護師長 専門看護分野を担当させるため必要があるときは、専門看護師 必要があるときは、副看護師長
		薬剤部	部長 部長を補佐するため必要があるときは、副薬剤部長
		医療技術部	部長 放射線技師長 臨床検査技師長 栄養士長 療法士長

		臨床工学技士長	
	臨床研究推進センター	センター長	
附属北部 医療セン ター		病院長	
		病院長を補佐するため必要があるときは、副 病院長	
	事務部	部長 必要があるときは、副部長	
	教育研究部	部長	
	診療部	部長、担当部長	
		主任臨床検査技師	
		主任放射線技師	
		主任療法士	
		主任臨床工学技士	
	看護部	部長 部長を補佐するため必要があるときは、副看 護部長 特定の看護単位を担当させるため必要があ るときは、看護師長 専門看護分野を担当させるため必要があ るときは、専門看護師 必要があるときは、副看護師長	
	薬剤部	薬剤部長、副薬剤部長	
	最先端がん治療研究センター		センター長 センター長を補佐するため必要があるときは、 副センター長 事務長
		小児医療センター	センター長
		附属脳・血管系老化研究センター	所長
医療センター		所長 所長を補佐するため必要があるときは、副所長	
京 都 府 立 大 学	事務局	総務課 保安長	
	学部		学部長
		農学食科学部附属農場	農場長 事務長
		環境科学部附属演習林	演習林長 事務長
	大学院	研究科	科長
		食の文化学位プログラ ム	プログラム長
	教務部	部長	
	学生部	部長	
	入試部	部長	
	企画戦略部	部長	

	附属図書館	館長 事務長
	精華キャンパス	キャンパス長
	精華キャンパス事務部	部長
	京都地域未来創造センター	センター長、副センター長
	産学公連携リエゾンオフィス	リエゾンオフィス長
	京都和食文化研究センター	センター長

2 前2条及び前項に定めるもののほか次表左欄に掲げる大学の中欄に掲げる部局にそれぞれ同表右欄に掲げる職を置くことがある。

京都府立医 科大学	附属病院	参与
	医療技術部	副放射線技師長
		主任放射線技師
		副臨床検査技師長
		主任臨床検査技師
		主任栄養士
		主任療法士
		主任臨床工学技士

3 前2項に規定する職は、それぞれ上司の命を受けて所属の事務を処理する。

4 第1項及び第2項に規定する職は、法人の学長、教員、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(本部組織)

第12条 法人に法人本部を置き、次表左欄に掲げる局、室及び同表右欄に掲げる係を置く。

事務局	
総務室	総務係、人事係、給与厚生係
財務室	財務係、会計係、調達係
経営戦略室	経営企画係
施設整備推進室	建設係、設備係、施設管理係
経営改革推進室	経営改革推進係

第13条 総務室においては、次の事務を所掌する。

- (1) 理事長、副理事長、理事及び監事に関すること。
- (2) 理事会に関すること。
- (3) 法人本部に属する文書及び公印の管理に関すること。
- (4) 規則及び法人本部が所掌する規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 広報に関すること（京都府立医科大学及び京都府立大学（以下「2大学」という。）の事務分掌事項を除く。）。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること（2大学の事務分掌事項を除く。）。
- (7) 組織及び人員に関すること。
- (8) 教職員の人事及び福利厚生に関すること（2大学の事務分掌事項を除く。）。
- (9) 人事給与システムに関すること
- (10) 公舎の管理の総括及び運用に関すること。
- (11) その他法人本部他室の主管に属しないこと。

第14条 財務室においては、次の事務を所掌する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 運営費交付金及び貸付金に関すること
- (3) 会計制度に関すること。（2大学の事務分掌事項を除く。）
- (4) 会計事務の指導及び統括に関すること。
- (5) 財務会計システムに関すること。
- (6) 資金の計画、調達及び運用に関すること。
- (7) 取引金融機関に関すること。
- (8) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (9) 財産及び物品の管理・記録に関すること。（2大学の事務分掌事項を除く。）
- (10) 財務諸表に関すること。
- (11) 監査に関すること
- (12) 契約に関すること（2大学の事務分掌事項を除く。）。
- (13) その他法人の財務に関すること（2大学の事務分掌事項を除く。）

第 15 条 経営戦略室においては、次の事務を所掌する。

- (1) 法人全体に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
- (2) 経営審議会に関すること。
- (3) 中期計画に関すること。
- (4) 大学改革の総合的な企画調整に関すること。
- (5) その他法人の経営戦略に関すること。

第 16 条 施設整備推進室においては、次の事務を所掌する。

- (1) 法人全体の施設整備・管理の推進・調整に関すること。
- (2) その他施設整備の推進・調整等に関すること。

第 17 条 経営改革推進室においては、次の事務を所掌する。

- (1) 法人全体の経営改革に関すること。
- (2) 経営審議会法人経営改革特別委員会及び経営改革企画会議に関すること。
- (3) その他経営改革に関すること。

(大学組織)

第 18 条 京都府公立大学法人の設置する大学の学部、大学院及び位置は、次のとおりとする。

名称	学部	大学院	位置
京都府立医科大学	医学部	医学研究科 保健看護学研究科	京都市上京区河原町通広小路 上る梶井町 465 番地
京都府立大学	文学部 公共政策学部 農学食科学部 生命理工情報学部 環境科学部	文学研究科 公共政策学研究科 生命環境科学研究科 食の文化学位プログラム	京都市左京区下鴨半木町 1 番地 5

2 次表左欄に掲げる大学の局、部、図書館若しくはセンター又はその室若しくは課にそれぞれ同表右欄に掲げる部門又は係を置く。

京都府 立医科 大学	事務局	総務課	総務係、人事係、給与厚生係
		経理課	会計係、調達係、経営改革推進係
		企画広報課	企画広報係

		大学整備室	
		大学整備室施設課	建設係、設備係
		情報・研究支援課	研究支援係、情報化推進係
		教育支援課	大学院係、学生支援係、入試係
		病院管理課	総務調整係、医療安全・病院管理係
		医療サービス課	収入係、保険係、医療相談係
		北部総務課	
		北部経営企画課	企画係、経理係
		北部医療サービス課	
		北部教育研究推進室	
	附属図書館		
	総合情報センター		情報リテラシー教育部門、企画・学内 LAN 部門、医療情報部門
京都府立大学	事務局	総務課	総務係、経理係、施設管理係
		企画・地域連携課	企画・地域連携係
	教務部		
	学生部	学務課	教務係、教育研究支援係、入試係、学生支援係
	入試部		
	企画戦略部		
	附属図書館		
	精華キャンパス	精華キャンパス事務部	
	京都地域未来創造センター		
	産学公連携リエゾンオフィス		
京都和食文化研究センター			

3 大学の局又は部においては、次の事務を所掌する。

(1) 京都府立医科大学事務局

総務、経理、企画、施設、研究支援、教育支援、病院管理及び医療サービスに関すること。

(2) 京都府立大学

ア 事務局

総務、経理、施設管理及び企画・地域連携に関すること。

イ 教務部

教務に関すること。

ウ 学生部

学生の指導及び保健管理並びに教育研究支援に関すること。

エ 入試部

入試に関すること。

オ 企画戦略部

重要企画の企画立案及び調整に関すること。

カ 精華キャンパス事務部

精華地区における総務、経理、施設管理、教務及び学生に関すること。

4 大学の図書館に必要な場合は、分館を置く。

5 大学又は大学の学部下次表右欄に掲げる附属施設を置く。

京都府立医科大学		附属病院
		附属北部医療センター
		最先端がん治療研究センター

		小児医療センター
		附属脳・血管系老化研究センター
		医療センター
京都府立大学	農学食科学部	附属農場
	環境科学部	附属演習林

6 京都府立医科大学の附属病院に、次表左欄に掲げる部及び課並びに同表右欄に掲げる係を置く。

附属病院	看護部		
	薬剤部	薬務・麻薬係、医薬品情報係、調剤係、化学療法・製剤係、TDM・試験研究係、病棟薬剤係	
	医療技術部		
		放射線技術課	一般撮影検査係、透視・特殊撮影検査係、CT・MR検査係、血管撮影検査係、放射線治療係、RI検査係、陽子線治療係
		臨床検査技術課	生理検査係、検体検査係、感染症・一般検査係、輸血・移植検査係、病理検査係
		栄養課	栄養管理・指導係、病院食管理係
		リハビリテーション技術課	運動器疾患係、中枢疾患係、呼吸・循環器疾患係
		臨床工学技術課	

7 京都府立医科大学の附属北部医療センターに、次表右欄に掲げる部及び室を置く。

附属北部医療センター	教育研究部
	診療部
	看護部
	薬剤部
	地域医療連携室
	医療安全管理室

8 京都府立医科大学の最先端がん治療研究センターに、次表右欄に掲げる部門を置く。

最先端がん治療研究センター	陽子線治療研究部門
	検査治療部門
	BNC T治療研究部門
	事務部門

(その他)

第19条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

第20条 この規則及び理事長が別に定めるもののほか、大学の組織、職及び運営について必要な事項は、学長がこれを定める。

2 前項の規定により定める事項については、理事長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (規則第1-1号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－2 号）

この規則は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（規則第 1－3 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－4 号）

この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－5 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－6 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－7 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－8 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－9 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－10 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－11 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－12 号）

この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－13 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－14 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－15 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－16 号）

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－17 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規則第 1－18 号）

この規則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（規則第1－19号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（規則第1－20号）
この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（規則第1－21号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（規則第1－22号）
この規則は、令和6年4月18日から施行する。